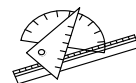


★ News 令和2年分 所得税の確定申告期です!



令和2年分所得税の確定申告は、令和2年の1年間に生じた全ての所得の金額と所得税額を計算し、確定申告書を提出して源泉徴収された税金や予定納税した税金などとの過不足を精算する手続です。

■ 申告・納付期限 → 4月15日まで延長されました

確定申告期間(令和3年2月16日~3月15日)が、新型コロナウイルスに係る特措法に基づく非常事態宣言の期間と重なることから、全国一律で4月15日まで延長されました。

※「予定納税」=前年の納税額を基とした基準額が15万円以上の場合、7月(第1期分)・11月(第2期分)を、予め納付する制度です。

■ 給与所得者の<確定申告>

多くの給与所得者は年末調整でその年の所得税の納税が完了し、確定申告の必要はありませんが、次に該当する人などは確定申告をする必要があります。

- ① 令和2年分の給与の収入金額が、2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けていて、他の所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所から給与を受けていて、年末調整を受けなかった給与収入の額と、他の所得(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

※ <他の所得>の例

事業所得	個人事業主、自由職業者、漁業・農業など自営業から生ずる所得
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得
利子所得	確定申告をせずに源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できますが、その場合は配当控除や源泉徴収税額の控除を受けることはできません。
配当所得	
雑所得	公的年金等・国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金など 原稿料・講演料・出演料などの報酬、貸付金利子、生命保険の年金など
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などの資産の譲渡から生ずる所得 不動産や株式の譲渡から生じる所得は、申告分離課税
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金など

遺族年金は  
非課税所得!

※ 領収書の代わりに「医療費控除の明細書」を提出。領収書は5年間保存

※ 年末調整で控除されない「医療費控除」は確定申告により受けることができます。

■ 基礎控除額の変更 → 10万円引き上げられ、48万円になりました。

■ 所得金額調整控除の創設

- ① 給与収入850万円超の給与所得者で、次の(1)か(2)のいずれかに該当する人

- (1) 本人または扶養親族が特別障害者である人
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

※ 扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方の所得者のみに適用するという制限はない!

→ 控除の対象となる。

- ② 給与所得と年金所得の双方を有する人 → 給与所得から控除する。

■ 消費税について…令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える場合、令和4年分の消費税の課税事業者になり、新たに課税事業者となる人は税務署への届出が必要です。

※ 新型コロナの助成金等で事業所得とされるものも、取引の対価ではないため消費税は不課税です。

★ Memo 所得税の振替納税

申告・納付期限までに「振替依頼書」を税務署に提出することによって、預貯金口座から自動的に納付できる「振替納税」を利用することができます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>